

〈募集要項〉

中華人民共和国への米輸出拡大に向けた精米工場の条件整備について (トラップ調査を実施する精米工場の募集)

1 目的

中華人民共和国（以下「中国」という。）への米の輸出は、植物検疫上、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が義務付けられています。このため、国は平成 22 年度より中国への精米輸出数量の拡大に対応できるよう、これに必要なカツオブシムシ類が発生していないことを確認する調査（以下「トラップ調査」という。）^{注1}に対する支援を実施してきたところです。

平成 28 年度についても、引き続き中国向け精米工場の指定に必要なトラップ調査の支援を実施することとしましたので、植物防疫所の指定を受けることを希望する精米工場を対象に、本年度の支援を希望する精米工場を募集します。

注 1 誘引剤を用いたトラップ（フェロモントラップ）を設置し、カツオブシムシ類（ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ及びカザリマダラカツオブシムシをいう。）が発生していないことを確認する調査。

2 調査の実施内容

中国向け精米工場として指定を得るためには、植物防疫所に指定のための申請を行い、トラップ調査を 1 年間実施^{注2}し、その精米工場にカツオブシムシ類が発生していないことを確認することが必要です。

本支援によるトラップ調査は、国が別途入札により選定した調査会社に委託して実施します。

また、支援期間は、国と調査会社との間での契約締結（平成 28 年 7 月頃を予定）後の支援調査開始日以降、平成 29 年 3 月の特定日（1 週間単位の検査のため、個々のケースで異なります。）までとなりますので、指定申請に必要なトラップ調査期間 1 年間のうち、残りの期間の調査費用は自己負担となります。

注 2 トラップ調査は、1 年間の調査実施以降も継続して実施することが必要。

3 応募資格

次の要件を全て満たす精米工場において本年度トラップ調査を実施することを希望する精米事業者

- ① 50 馬力程度又はそれ以上の精米機を有するとう精施設を有していること。
- ② 主食用米穀のとう精事業を営んでいること。
- ③ 運営する精米工場が、精米の製造に関して「品質マネジメントシステム ISO 9001 又は食品安全マネジメントシステム ISO22000 若しくは FSSC22000」（国際認証）を取得していること、（社）日本精米工業会の「精米工場品質システム（JRQS）」の認定を受けていること又は食品衛生管理のための「AIB 食品安全統合基準」を導入していること。

4 募集精米工場

中国向け精米輸出に必要な植物防疫所の指定を受けることを希望する精米工場

5 提出書類

別添の応募用紙及び応募用紙に記載された関係書類

6 書類の送付先

農林水産省政策統括官付貿易業務課貿易企画班

(南別館2階ドア番号：別214) 担当者/奥平、大塚

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内5020）

03-6744-1387（直通）

FAX：03-6744-1390^{注3}

E-mail：shoku_bou@maff.go.jp^{注4}

注3 FAXの場合は、必ず、電話連絡をお願いします。

注4 当省のメール・サーバの制限により、添付ファイルが5メガバイトを超えると受信できなくなります。添付ファイルを分割又は圧縮（lzh形式のみ可）するなどしてください。

7 募集期間

平成28年6月7日（火）から平成28年6月14日（火）（午前必着）まで

（FAX及びE-mailの場合、平成28年6月14日（火）正午まで）

8 選考方法

本支援によりトラップ調査を行う精米工場は、5に掲げた提出書類をもとに、当該精米工場の施設、能力、過去の精米輸出実績等を総合的に勘案の上、決定します。

ただし、過去において本支援によるトラップ調査を行っておらず、かつ今回新たに本支援によるトラップ調査の対象となった精米工場は、書類選考後、植物防疫官の実地検査を受ける必要があり、当該実地検査において施設の修繕を指摘された場合は、当該指摘に係る修繕を行うことが採択の条件となります。

9 採択後の流れ

- ① 本支援によるトラップ調査の対象工場として決定された日から5日以内に、別添の契約書に記名押印の上、同契約書（2部）を農林水産省政策統括官付貿易業務課に提出願います。農林水産省で押印の上、1部を返却いたします。
- ② 新規に本支援によるトラップ調査の対象となった精米事業者は、本支援によるトラップ調査の開始前までに、中国向け精米工場として指定を受けるための申請を植物防疫所に提出していただきます。また、調査会社の選定において、トラップの設置箇所数等が必要になることから、調査会社を募集する入札公告予定日（平成28年6月下旬予定）までに、植物防疫所と協議の上、トラップの設置箇所を決めて頂く必要があります。
- ③ 本支援によるトラップ調査開始後、カツオブシムシ類の発生が確認された場合、それ以降の支援調査は打ち切れます。ただし、本調査は、カツオブシムシ類の全国的な発生度合いのデータを収集する目的も兼ねているため、調査開始から最低3ヵ月間は調査を継続していただきます。
- ④ 支援調査期間中に設置したフェロモントラップが破損した場合は、精米事業者の自己負担で交換し、その旨を調査会社に連絡していただくことになります。

- ⑤ 中国向け精米工場として指定を受けるためには、中国政府の検査官の訪問を受ける必要があります、当該検査官の招へいに要する費用は、全て精米事業者の負担となります。
- ⑥ 本事業実施期間内に中国向け精米工場として指定された場合、その時点で本支援によるトラップ調査を打ち切り、それ以降のトラップ調査は、「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」（平成 20 年 6 月 20 日付け 20 消安第 3741 号消費・安全局長通知）の別表 1 に定める「中国向け精米工場の指定基準」に適合するよう、精米事業者の負担により継続的にトラップ調査を実施していただくこととなります。
- ⑦ 支援終了以降、中国向け精米工場として指定を受けるまでの間、引き続きカツオブシムシ類に対するトラップ調査を実施する場合も、精米事業者の負担となります。
- ⑧ 中国向け精米工場として指定を受けた後は、他の事業者から中国向け精米の依頼を受けた場合には、特別な事情がない限り、受託とう精を実施していただきましますよう、お願ひいたします。

10 その他

提出された書類は、専ら本選考のために使用し、それ以外の目的には使用しません。また、結果についての問い合わせには、回答いたしません。